

(表面) ※両面印刷して使用してください。

## 買受申込書

物件番号： 第1号

売払物件：和同 SE161

申込金額  
(税込)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

内訳 税抜き額： \_\_\_\_\_ 円  
消費税： \_\_\_\_\_ 円  
計： \_\_\_\_\_ 円

ただし、上記金額には消費税及び地方消費税相当額を含みます。

また、別紙条件書、誓約事項、物件明細書及び公募公告に記載してある条件等について誓約・承諾の上、上記売払物件の買受を申し込みます。

令和 年 月 日

分任契約担当官

上越森林管理署長 田中 直哉 殿

申込者 住所

氏 名

電 話 番 号

(裏面)

## 条 件 書

- 1 売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けを申し込みます。隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充は要求しません。
- 2 契約締結後、買受申込書で提示した契約金額を現金にて7日以内に納付します(行政機関の休日を除く)。
- 3 物件の引き渡しは代金納入の日とします。また買受人は引渡し受領書を森林管理署に提出してください。
- 4 契約金額の納入が確認された後、15日以内(行政機関の休日を除く。)に物件の引渡しを受けます。引渡しを受けた場合は受領書を上越森林管理署長へ提出します。
- 5 買受人はやむを得ない事由により前記搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、森林管理署長はその事由を審査して、その必要と認める期間の搬出延期を承認することができます。
- 6 前号により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し1日につき売払い代金の1000分の1に相当する金額を納付しなければなりません。
- 7 引渡し前迄に、売渡人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除き、売渡物件の不具合等に係る費用は、買受人の負担とします。
- 8 買受人が契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し述べることはできません。
- 9 前項により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付してください。
- 10 その他細部については、上越森林管理署長の指示に従います。